

投稿論文

中国における公訴時効（訴追時効）制度の
79年刑法から97年刑法への改正考

高 橋 孝 治

立教大学 アジア地域研究所 特任研究員

Study on the revision of Chinese accused statute limitation system
from 1979 criminal law to 1997 criminal law

Koji TAKAHASHI

Rikkyo University Centre for Asian Area Studies/Project Fellows

Abstract : The institution of prescribed statutes of limitations is a system whereby, after a certain period of time from the occurrence of a crime, the claim is lost and no indictment can be made no matter how much evidence of guilt is available. In China the prosecuted statute of limitations is stipulated under the criminal law. And the Chinese criminal law was fully revised in 1997. In this paper, we will examine how the prescribed statute of limitations has changed before and after a full revision, and what kind of thought was in the background.

In the conclusion of this paper, we amend such as to clarify the part where the interpretation was not consistent, but the article which diverges from the judicial practice or the article which contradiction has occurred also remained.

1. はじめに

1. 1. 問題の所在

公訴時効制度とは、犯罪の発生から一定期間が経過すると訴権が失われ、どんなに有罪の証拠が揃っていても、起訴ができなくなるという制度である¹。ところで、中華人民共和国（以下「中国」という。1949年10月1日の中華人民共和国成立宣言以降を特に強調する場合は「新中国」という）では公訴時効制度は、訴追時効制度〔追訴時効制度〕と呼ばれている（以下、「中国の公訴時効制度」を指すときは「訴追時効制度」と呼ぶことにする）²。中国における訴追時効制度の基本的条文は刑法（1979年7月1日公布。1980年1月1日施行（これを「79年刑法」という）。1997年3月14日全面改正。1997年10月1日改正法施行（これ以降を「97年刑法」という）。2017年11月4日最終改正・改正法施行）第87条～第89条に、その効果は刑事訴訟法（1979年7月1日公布。1980年1月1日施行（これを「79年刑訴法」という）。1996年3月17日および2012年3月14日全面改正（これらをそれぞれ「96年刑訴法」、「12年刑訴法」という）。2013年1月1日改正法施行）第15条に規定されている。この条文は、以下の通りである。なお、ここでいう人民検察院とは日本の検察庁に、公安機関とは日本の警察に、人民法院とは日本の裁判所に相当する。

¹ 川端博『刑事訴訟法講義』成文堂、2012年、202頁。渡辺直行『入門刑事訴訟法』（第2版）成文堂、2013年、133頁。

² 中国で「公訴時効制度」と呼ばれない理由は、中国では「公訴」のみならず、犯罪被害者やその法定代理人が直接刑事訴訟を起こす「自訴」も時効の対象となるからである。高橋孝治「中国における公訴時効（訴追時効）制度を正当化する学説についての考察」『法學政治學論究（慶應義塾大学）』（111号）2016年、77頁。

97年刑法

第87条 犯罪は以下の期限を経過したら訴訟提起できない。

- (一) 最高法定刑が5年未満の有期徒刑の場合、5年。
- (二) 最高法定刑が5年以上10年未満の有期徒刑の場合、10年。
- (三) 最高法定刑が10年以上の有期徒刑の場合、15年。
- (四) 最高法定刑が無期懲役、死刑の場合、20年。20年を経過しても訴訟提起が必要な場合は最高人民検察院に報告しその許可を得なければならない。

第88条 人民検察院、公安機関もしくは国家安全機関が立案捜査を始めた後、または人民法院が事件を受理した後、捜査または裁判から逃れた場合は、訴追時効の制限を受けない。

被害者が訴追期限内に告発〔控告〕した場合において、人民法院、人民検察院または公安機関が立案すべきであったにも関わらず立案しなかった場合は、訴追時効の制限を受けない。

第89条 訴追期限は、罪を犯した日から起算する。犯罪行為が連続または継続の状態にあるときは、犯罪行為の終了日から起算する。

訴追期限内に再び犯罪を行ったときは、前罪の訴追期限は後罪を犯した日から起算する。

12年刑訴法

第15条³ 以下の一つの状況にある場合は、刑事責任を追及せず、すでに追及されている場合は、案件の取り消しをし、もしくは不起訴、審理終了、無罪宣告をするものとする。

……

- (二) 犯罪が訴追時効の期限を経過している場合

……

ところで、79年刑法の時代には、訴追時効制度は第76条～第78条に規定されていた。そして、79年刑法第76条と97年刑法第87条、79年刑法第78条と97年刑法第89条はそれぞれ全く同じ条文となっている。ところが、79年刑法第77条は以下のような条文であり、97年刑法第88条とは少々異なっている。

79年刑法

第77条 人民法院、人民検察院、公安機関が強制措置を執った後、捜査または裁判から逃れたときは、訴追時効の制限を受けない。

79年刑法から97年刑法へと改正されたことにより、訴追時効についてはどのような変化があったのだろうか。本稿は、79年刑法から97年刑法への改正が、訴追時効制度にとってどのようなものだったのかを明らかにすることを目的とする。97年刑法上の訴追時効制度は、その第88条によって立案時もしくは告発〔控告〕時に時効完成の判断をしており、事実上「立案もしくは告発〔控告〕時効」制度と呼ぶべきものになっていると指摘されている⁴。しかし、79年刑法第77条には立案や告発〔控告〕といった文言はない。ここから、79年刑法から97年刑法への改正が訴追時効制度にとってどのようなものだったのかを検討することは、「事実上、立案もしくは告発〔控告〕時効制度」となっている訴追時効制度はどのように形成されたのかを明らかにする上でも意義があると言える。

³ 79年刑訴法第11条および96年刑訴法第15条も全く同じ条文であった。

⁴ 厳密には条文上立案されただけでは97年刑法第88条第1項の要件は満たさず、「捜査または裁判から逃れ」なければならないはずであるが、中国の司法実務では単に「立案」されれば訴追時効にかかることはないとしている。高橋孝治・前掲註(2)83頁。

1. 2. 先行研究の検討

79年刑法から97年刑法への改正についての評釈は、日本においても多くの先行研究が存在する。その代表例として挙げられるのが、甲斐克則＝劉建利（編訳）『中華人民共和国刑法』（成文堂、2011年）15～21頁であろう。しかし、この甲斐克則らの研究は、79年刑法から97年刑法へと改正されたことにより、刑法の基本原則が明確になったとか、政治的色彩が弱まったとか、各則における条文を詳細化したとか述べるものの、訴追時効の条文の変化については言及していない。また、張凌「中国刑法における罪刑法定主義」（『法研論集』（84号）早稲田大学大学院法学研究科、1997年、129～148頁収録）も79年刑法から97年刑法への改正についてを題材にしているが、その焦点は罪刑法定主義に当てられている。

中国では、陳忠林（主編）『刑法総論』（第2版）（中国・高等教育出版社、2012年）9～10頁のような基本書にも79年刑法から97年刑法への改正について触れている。しかし、これらも甲斐克則らの研究のように全般的な改正を見てはいるものの、個別の条文の変化については述べていない。また、于志剛『訴追時効制度の研究〔追訴時効制度研究〕』（中国・中国方正出版社、1999年）15頁は、79年刑法から97年刑法への改正時に訴追時効制度の条文がどのように変化したのかについては述べている。しかし、あくまで条文の文言の変化だけを見ており、残念ながら97年刑法への改正が訴追時効制度にとってどのような意味があったのかについてまでは考察していない。結果として、本稿が行おうとする79年刑法から97年刑法へと改正されたことにより訴追時効制度にどのような変化が起こったのかを論じた研究は管見の限り見当たらないことになる。

2. 79年刑法第77条と97年刑法第88条第1項

本章ではまず、79年刑法第77条と97年刑法第88条第1項の変化を検討してみたい。97年刑法第88条には第2項もあるが、この第2項は明らかに新設条文なので、次章で検討する。

2. 1. 強制措置と立案捜査、人民法院の事件受理

79年刑法第77条には「人民法院、人民檢察院、公安機關が強制措置を執った後」という文言がある。これに対し97年刑法第88条第1項には「人民檢察院、公安機關もしくは国家安全機關が立案捜査を始めた後、または人民法院が事件を受理した後」という文言がある。ここでいう「国家安全機關」についての検討は次節で行うとして、まず、79年刑法第77条にいう「強制措置」とは何を指すのか検討したい。ここでいう強制措置とは、学説上、出頭命令〔拘伝〕、護送〔取保候審〕、住居監視、勾留〔拘留〕、逮捕をいうとされていたり⁵、立案がなされ、捜査が始まることであるとされていたりする⁶。

これらの用語について順番に見ていく。出頭命令とは、未勾留で正当理由なく出廷しない容疑者や被告人に対し、合法的に出頭させる強制的手段であり、強制措置の中では最も軽いものとされている⁷。護送とは、容疑者や被告人が保証人を用意し、保証人がいることにより捜査や裁判から逃亡しないであろうということを前提として、被告人に自由な活動を許すという強制措置である⁸。これは、被告人などが重病であり、病院に行く必要がある場合や、被告人が妊娠しており出産のために病院に行く必要がある場合、被告人が自らの子に授乳の必要がある場合（79年刑訴法第40条第2項）⁹、逮捕の必要はあるが証拠不足の場合（79年刑訴法第44条）¹⁰などに用いられる。住居監視とは、容疑者や被告人が捜査や起訴、裁判から逃亡することを防止するために、その活動領域や

⁵ 王国枢（主編）『刑事訴訟法概論』中国・北京大学出版社、1981年、93頁。張子培（主編）『刑事訴訟法教程』中国・群衆出版社、1982年、123～124頁。また、79年刑訴法第38条および第41条、96年刑訴法第50条および第61条、12年刑訴法第64条および第69条第4項に、出頭命令、護送、住居監視、勾留を強制措置というとする条文が存在する。

⁶ 陳興良＝曲新久『案例刑法教程（上巻）』中国・中国政法大学出版社、1994年、600頁。

⁷ 陳衛東（主編）『刑事訴訟法』（第4版）中国・中国人民大学出版社、2014年、163頁。王国枢（主編）・前掲註(5)158～159頁。張子培（主編）・前掲註(5)124頁。

⁸ 龍宗智＝楊建広（主編）『刑事訴訟法』（第4版）中国・高等教育出版社、2012年、306頁。王国枢（主編）・前掲註(5)159頁。張子培（主編）・前掲註(5)124頁。

⁹ ここは79年刑法における「強制措置」の意味の確認なので、それに合わせて79年刑訴法の条文のみを記しているが、96年刑訴法第60条第2項にもほぼ同様の条文が存在し、12年刑訴法には同様の条文は存在しない。

¹⁰ 前掲註(9)と同趣旨で79年刑訴法の条文のみを記しているが、96年刑訴法第65条にもほぼ同様の条文が存在し、12年刑訴法には同様の条文は存在しない。

住所を制限し、その状況に応じてその行動も監視するための強制措置である¹¹。そして、勾留とは、公安が捜査活動中に、現行犯もしくは重大な犯罪の嫌疑のある者を発見し、緊急を要する場合に、臨時にその者の人身の自由に制限を加える強制措置である¹²。逮捕とは、刑事訴訟活動の順調な進行を確保し、容疑者もしくは被告人が捜査や起訴などを妨害しないようにするため、また社会への危険の発生を防止するために、法によって容疑者もしくは被告人の人身の自由を制限する強制措置である¹³。

そして、立案とは、人民法院、人民検察院および公安機関が当該事件について審査して、刑事責任を追及する必要がある犯罪事実であるか否かを判断する手続きである¹⁴。そして、立案は刑事訴訟手続きを始めるための手続きでもある。すなわち、犯罪である事件が発生していると立案によって判断がなされ、その後捜査などが始まるのである¹⁵。

ここから明らかな通り、79年刑法第77条における「強制措置」を出頭命令、護送、住居監視、勾留、逮捕と捉えた場合、これらは全て立案がなされ、捜査が行われ、容疑者や被告人が特定された後に行われる措置ということになる。そのため、「強制措置」を、「出頭命令、護送、住居監視、勾留、逮捕」と捉える学説と、「強制措置とは立案のことである」とする学説とは相いれないということである。

では、79年刑法施行時の司法実務はどうであったのだろうか。残念ながら、79年刑法施行時に出た79年刑法第77条の「強制措置」について触れた公開されている裁判結果（案例）は、1992年5月5日に新疆ウイグル自治区石河子地区中級人民法院で判決が下された窃盗および隠匿事件（判決番号なし）のみである¹⁶。もちろん、79年刑法施行時に発生した事件に対する裁判結果は、他にも判決番号（2009）新刑一終字第99号や（2009）華区刑初字第375号、（2010）汴刑終字第100号、（2002）三重刑終字第12号がある。しかし、これらの判決そのものは97年刑法施行時に下され、97年刑法を適用したのか79年刑法を適用したのか明確にしていない。また、97年刑法施行下に出された判決であっても明確に79年刑法を適用すると述べている判決には判決番号（2005）寧刑終字第16号、（2010）汝刑初字第93号、（2011）浙刑初字第037号がある。さらに、判決番号（2011）淑刑初字第130号は、79年刑法施行下で起きた事件であるにも関わらず、97年刑法を適用すると述べている。

中国の刑法理論でも事件発生時の法律を適用することが原則となるはずであり¹⁷、訴追時効の適用に関しても、事件発生時の法律で判断をするとの規定が存在する（「最高人民法院の刑法適用の時間的効力に関する若干の問題の解釈〔最高人民法院關於適用刑法時間効力規定若干問題的解釋〕」（1997年9月25日公布・施行）第1条）¹⁸。しかし、中国では実態として、法適用の順序が守られない場合もあり¹⁹、厳密に79年刑法第77条の「強制措置」はどのように司法実務が解釈していたのかを知るには石河子地区中級人民法院1992年5月5日判決を見るしかないということになる。97年刑法では79年刑法第77条の「強制措置」が「立案捜査を始めた後、または人民法院が事件を受理した後」に変わっており、97年刑法施行下の79年刑法の解釈には、97年刑法の文言が多少なりとも参考にされて解釈されている可能性があるからである。

石河子地区中級人民法院1992年5月5日判決は、「法定の時効期間内に何らの強制措置もとられていない」として被告人に無罪判決を出している²⁰。しかし、判決内ではこの「強制措置」とは何を言うのかは直接には述べて

¹¹ 王国枢（主編）・前掲註(5)159頁。張子培（主編）・前掲註(5)125頁。

¹² 王国枢（主編）『刑事訴訟法学』（第5版）中国・北京大学出版社、2013年、155頁。張子培（主編）・前掲註(5)126頁。

¹³ 譚世貴（主編）『刑事訴訟法学』中国・法律出版社、2009年、215頁。王国枢（主編）・前掲註(5)291頁。

¹⁴ 王国枢（主編）・前掲註(5)184頁。陳衛東（主編）・前掲註(7)205頁。

¹⁵ 王国枢（主編）・前掲註(5)184頁。龍宗智＝楊建広（主編）・前掲註(8)245～246頁。

¹⁶ 当該事件の日本語での概要は高橋孝治「中国で公訴時効（訴追時効）により有罪とならなかった場合の分析検討」『東アジア研究』（22号・23号合併号）東アジア学会、2018年、90頁参照。

¹⁷ 張明楷『刑法学』（第4版）中国・法律出版社、2011年、82頁。陳忠林（主編）『刑法総論』（第2版）中国・高等教育出版社、2012年、59頁。

¹⁸ 最高人民法院の刑法適用の時間的効力に関する若干の問題の解釈第1条は以下のように規定している。「1997年9月30日以前に行われた犯罪行為に対しては、人民検察院、公安機関、国家安全機関が立案捜査を行うか人民法院が事件を受理した後、行為者が捜査もしくは裁判から逃れ、訴追期限を超過するか、訴追期限内に告発〔控告〕がなされ、人民法院、人民検察院、公安機関が立案すべきだったにも関わらず、立案がなされず訴追期限を超過した場合に行為者の刑事責任を追及するか否かは、改正前の刑法第77条の規定によるものとする」。

¹⁹ 本稿で挙げた判決番号（2011）淑刑初字第130号以外にも、以下のような例がある。訴追時効完成の効果は、1998年9月7日までは無罪、同月8日からは審理終了である（高橋孝治・前掲註(16)81頁）。しかし、判決番号（2010）汴刑終字第100号は、1996年9月25日に起きた事件に対する刑事裁判の判決が2010年7月2日に出されたのであるが、その訴追時効完成の効果は「審理終了」としている。そのため、判決番号（2010）汴刑終字第100号についても、少なくとも訴追時効完成の効果については事件発生時ではなく、裁判時の法を適用して裁判を展開したことになる。

²⁰ 高橋孝治・前掲註(16)90頁。

いないものの、被告人が容疑者である段階に「教育」などを行っている。この「教育」は、「説得」に近いものであると考えられる。「教育」が行われているということは、少なくとも捜査、そしてさらには立案もされているはずである²¹。そのため、石河子地区中級人民法院1992年5月5日判決は直接は述べてはいないものの、79年刑法第77条における「強制措置」を「立案」や「捜査」、「教育を行うこと」とは捉えていないということである。それはつまり、「強制措置とは、出頭命令、護送、住居監視、勾留、逮捕である」と解釈していると考えられる。

また、97年刑法施行下に出た判決で、明確に79年刑法を適用すると述べている判決では、79年刑法第77条の「強制措置」を「立案」と解釈している判決が2件（判決番号（2005）寧刑終字第16号、（2010）汝刑初字第93号）²²、「通報の後、刑事拘留や公安による状況説明、容疑者が逃亡したことについての登記などがあり、事件発覚後、公安機関は被告人に対し強制措置をとっていたと言える」と述べる例が1件（判決番号（2011）浙刑初字第037号）である。これに対し、適用している法律が79年刑法なのか97年刑法なのかを明示していない裁判結果では、以下の通りの判断を行っている。「強制措置」を立案と解釈しているものが2件（判決番号（2009）新刑一終字第99号および（2010）汴刑終字第100号）、逮捕と解釈しているものが1件（判決番号（2009）華区刑初字第375号）である。さらに、（2002）三垂刑終字第12号は直接は79年刑法第77条における「強制措置」は何を表すのか直接は示していないものの、判決文の文脈より刑事拘留であると解釈しているようである。そして、97年刑法を適用すると述べた（2011）溆刑初字第130号は、立案されれば訴追時効にかかることはないとしている。

先に述べたように、中国では刑法において事件発生時の法律を適用するという理論が実務上はあまり遵守されていない。そのため、司法実務上、79年刑法第77条における「強制措置」は何を意味するのかを考えると、97年刑法が公布されていない時期に判決がなされた石河子地区中級人民法院1992年5月5日判決を見るのが最もよいということになるはずである。しかし、その後の97年刑法施行下に出た79年刑法の解釈を見ても、第77条の「強制措置」を「立案」と解釈していたり、「逮捕」や「刑事拘留」と述べているものが混在している。中国では、裁判結果は「案例」と呼ばれ「日本の判例とは異なり、先例としての拘束力もなければ、事実上の法源性も否定されていると解されている」²³。そのため、79年刑法第77条の「強制措置」は、事件ごとにどのように解釈されても理論上は問題はない。97年刑法施行下に判断がなされた79年刑法第77条の「強制措置」の解釈は全く一定しておらず、石河子地区中級人民法院1992年5月5日判決は79年刑法施行下でなされた判断ということで重要となるはずであるが、これ1件をもって79年刑法第77条における「強制措置」は「出頭命令、護送、住居監視、勾留、逮捕である」と言い切ることはできないであろう。既に述べた通り、79年刑法第77条における「強制措置」は、学説上「立案」と解釈されたり、「出頭命令、護送、住居監視、勾留、逮捕」と解釈されたりと解釈は一定していないが、それは司法実務上も同様であったということである。

もっとも、97年刑法へ改正する際に、訴追時効に関しては79年刑法第77条（97年刑法第88条）以外の条文には全く変化がない。それにも関わらず、79年刑法第77条（97年刑法第88条）だけに変化が見られるということは、訴追時効制度については大改正する意図はなく、単に解釈が一定しない部分を明確にするための改正を行ったと考えることができる。すなわち、立法者の意図は79年刑法第77条における「強制措置」を「捜査開始」や「立案」と考えていた可能性がある。つまり、79年刑法の「強制措置」という文言が、97年刑法で「立案捜査を始めた後、または人民法院が事件を受理した後」と改正された理由は、「立案」であったり「出頭命令、護送、住居監視、勾留、逮捕」であったりと一定していなかった解釈を、明確に解釈できるようにするための改正、さらに言えば立法者の意図とは異なった「出頭命令、護送、住居監視、勾留、逮捕」と解釈されていたため、そのような解釈ができないようにするための改正であったと言えるのではないだろうか。

そして、立案を行うのは確かに公安機関、人民検察院、人民法院であるが、例えば註2でも述べた自訴による訴訟の場合は、立案がなされない²⁴。自訴とは、捜査が不要なほど軽微な一定の犯罪や親告罪について被害者が

²¹ 高橋孝治・前掲註(16)91頁。

²² 特に（2005）寧刑終字第16号は、2005年5月16日判決であるが、訴追時効完成の効果は「無罪」としてしている。前掲註(19)で述べたように、79年刑法施行下で起きた犯罪で、1998年9月8日以降に刑事裁判の判決が下った事件の中には訴追時効の効果を「審理終了」としているものがある。そんな中、事件発生時の法を適用することを遵守している事例もあるということである。

²³ 鮎京正訓（編）『アジア法ガイドブック』名古屋大学出版会、2009年、24頁。徐行「現代中国における訴訟と裁判規範のダイナミクス（1）——司法解釈と指導性案例を中心に——」『北大法学論集』（62巻4号）北海道大学大学院法学研究科、2011年、1006頁。

²⁴ 王敏遠（主編）『中国刑事訴訟法教程』（第2版）中国・中国政法大学出版社、2012年、322頁。陳衛東（主編）・前掲註(7)206頁。

直接人民法院に刑事訴訟を提起することをいう²⁵。そのため、自訴が提起されると、人民法院は当該自訴を受理する要件に適合しているかを審査し、適合していると判断され受理されればそのまま裁判が開始される²⁶。そのため、自訴案件の場合、「立案捜査を始めた後」との文言に適合しない。自訴案件に適合させるためには、「人民法院が事件を受理した後」との文言である必要がある。つまり、まとめると「強制措置」が意味するのは「立案」として明確にすると同時に、自訴案件にも文言の齟齬なく対応させるために「人民法院が事件を受理した後」という文言を97年刑法第88条に置いたと言える。

2. 2. 国家安全機関

97年刑法第88条では、79年刑法第77条にはなかった「国家安全機関」という文言が追加されている。国家安全機関は、1983年6月6日から同月21日まで開催された第6回全国人民代表大会第1回会議の決定を受け、1983年7月1日に設立された²⁷。そして後の1983年9月2日に全国人民代表大会常務委員会が採択した「全人代常務委員会による国家安全機関が警察機関の捜査、逮捕、予審および勾留および執行の職権を行使することの決定〔全国人民代表大会常務委員会關於国家安全機関講師公安機関的偵査、拘留、預審和執行逮捕の職権的決定〕（以下「国家安全機関に関する決定」という）」によって後追いの形で、スパイ、特務事件の捜査を担当する機関であるとされた²⁸。さらに、1993年2月22日に公布・施行された「国家安全法」第2条により、法律上の根拠が与えられた（この国家安全法は、2014年11月1日に公布・施行された反スパイ法〔反間諜法〕により同日失効し、2015年7月1日に新しい国家安全法が公布・施行されている。2014年11月1日以降、国家安全機関の法的根拠は、反スパイ法第3条となっている）。

1983年に国家安全機関が公安とは別に設立された理由については、改革開放政策が実行される中で、国家安全に危害を加える行為との闘いを強化する必要があったためと言われている²⁹。国家安全機関は、国家安全に危害を加える事件の立案、捜査、刑事拘留、逮捕を含め³⁰、国家安全に関する事件については公安と同じ権限を持つ機関とも言われている（96年刑訴法第4条。12年刑訴法第4条）。ここでいう、国家安全機関が捜査を行う対象は、国家反逆罪〔背叛国家罪〕、国家分裂罪〔分裂国家罪〕、国家分裂煽動罪〔煽動分裂国家罪〕などである³¹。

国家安全機関は、79年刑法制定時には存在しなかった捜査機関なので、97年刑法制定時にはこの機関を書き足すことは当然のことと言える。しかし、問題となるのは、1983年7月1日に設立した機関が、訴追時効の規定に書きこまれ施行されたのが、97年刑法施行時である1997年10月1日であるということである。もっとも、97年刑法は、2017年11月4日改正で10回目の小改正が行われており（2017年11月4日施行）、ある程度改正がなされていると言えるが、79年刑法は97年刑法に改正されるまで一度も小改正すら経験したことがなかった。そのため、1979年7月1日の公布時から文言に変化がないのは当然なのだが、国家安全機関が設立された1983年7月には79年刑法も、特に第77条に「国家安全機関」の文言を加えるよう合わせて改正すべきであったと言えよう。

しかし、このように、一部に法改正や新制度の設立があったとしても、関連法規を全て改正せずに、一部で齟齬をきたすというのは中国法の特徴でもある。中国は立法に関して、「中国の立法の仕方は、一定の政策的なものを、とりあえず試行し、その際様々な問題が出てきたらその解決としてルールづくりを行ない、最後に法律の形で制定するというシステムになっている」とか³²、「中国の立法活動は『機が熟したもののだけ法律を作る』方針を採用している。この方針自身は間違いではないが、運営中にそれが過分に強調されたため、法律よりも実験が優先され、立法は社会発展の速度に追いつけず、無秩序または秩序の混乱がしばしば生じる」とか³³、「中国におい

²⁵ 樊崇義（主編）『刑事訴訟法学』中国・中国政法大学出版社、2009年、414～415頁。龍宗智＝楊建広（主編）・前掲註(8)334頁。

²⁶ 陳衛東（主編）・前掲註(7)206頁。王敏遠（主編）・前掲註(24)322頁。

²⁷ 陳衛東「關於国家安全機関行政執法權的思考」『重慶三峡学院学報』（2004年5期）重慶三峡学院、2004年、80頁。

²⁸ 坂口一成「現代中国刑事裁判論——裁判をめぐる政治と法」北海道大学出版会、2009年、1頁。国家安全機関に関する決定には以下のように規定されていた。「第6回全国人民代表大会第1回会議により設立が決定された国家安全機関は、公安機関が担っていたスパイ、特務案件の捜査活動を担い、国家公安機関の性質を持ち、国家安全機関は憲法および法律の規定により公安機関の捜査、勾留、予審および逮捕執行の職権を有するものとする」（『中華人民共和國國務院公報』（1983年19期）中国・中華人民共和國國務院弁公庁、1983年、858頁）。

²⁹ 譚世貴（主編）・前掲註(13)65頁。

³⁰ 陳衛東（主編）・前掲註(7)62頁。

³¹ 譚世貴（主編）・前掲註(13)106頁。

³² 李偉群「中国における手形の有因・無因の議論」『名古屋大學法政論集』（179号）名古屋大学、1999年、128頁。

³³ 熊達雲『法制度からみる現代中国の統治機構——その支配の実態と課題』明石書店、2014年、95頁。

では、法律の存在が社会を牽引するというよりはむしろ、現実社会の動態が法律に反映されるという場合が少なくない。これまでの82年憲法の四度にわたる修正がそのよい具体例であり、甚だしい場合には、違憲状態が先行し、憲法の修正によりそれが合法化されることもしばしばである」と言われることもある³⁴。これらの指摘ように中国では法律が現実の後追いになることもある。97年刑法になってやっと訴追時効の条文に「国家安全機関」の文言が入ったことは、訴追時効の条文上における条文が後追いで改正される具体例と言えるだろう³⁵。

2. 3. 79年刑法第77条と97年刑法第88条第1項を比較して——中間的考察

本章では、79年刑法第77条と97年刑法第88条第1項の差異について見てきた。そこから言えることは以下の通りである。79年刑法第77条は「強制措置を執った後、捜査または裁判から逃れたときは、訴追時効の制限を受けない」と規定しており、これは中国が立法の参考にしてきたソビエト連邦の規定などを見ると、立案や捜査開始などがなされれば訴追時効にかからないとする立法趣旨であったと考えられる。ソビエト・ロシア共和国最初の刑法（1922年6月1日公布・施行）第21条では、「裁判もしくは捜査が始まらなかった場合に時効にかかる」としていたのである。しかし、中国の刑事訴訟法分野で、「強制措置」と言えば、講学上、一般的に「出頭命令、護送、住居監視、勾留、逮捕」を指す³⁶。そのため、79年刑法第77条の「強制措置」は、勾留や逮捕と解釈されて司法実務が運用されることもあった。その一方で、「立案」と解釈されることもあり、解釈が一定しないため、97年刑法へと改正されるときに、「立案捜査を始めた後、または人民法院が事件を受理した後、捜査または裁判から逃れた場合は、訴追時効の制限を受けない」との文言に変わるようになった。これは、「立案」という言葉を明確にするだけでなく、自訴の場合には立案は行われず、人民法院が事件を受理するのみであることから、自訴案件に対しても齟齬が出ないようにしている。また、人民検察院、公安機関以外に立案を行う1983年7月1日に設立された国家安全機関についても、遅まきながら97年刑法へ改正される際に、その第88条第1項に明記されたと言える。

3. 97年刑法第88条第2項

本章では、79年刑法には相当する条文が存在しなかった97年刑法第88条第2項が新設された意味について考察する。

3. 1. 97年刑法第88条第2項の意図とその矛盾

告発〔控告〕とは、被害者およびその近親者あるいは訴訟代理人が人身あるいは財産の権利の犯罪事実あるいは犯罪嫌疑者を公安や司法機関に対し報告し侵害者の法律責任を追及する行為である³⁷。すなわち、97年刑法第88条第2項により、犯罪被害者などが公安などに犯罪を報告し本来立案されるべき事件であった場合には、立案がなされなくても訴追時効の制限を受けなくなるのである。これに関しては、犯罪事実がないと判断されれば立案はなされないため、犯罪被害者などが告発〔控告〕しさえすれば訴追時効にはかからないようにするための規定とされている³⁸。つまり、公安や人民検察院などが立案すべきであったのに、その判断を誤った際に犯罪被害者などを救済するための規定と考えられている³⁹。

³⁴ 宇田川幸則「市民と行政の關係の中國的特質に關する初步的考察——中国国家賠償訴訟の分析を通じて——」『關西大學法學論集』（55巻4・5合併号）関西大学、2006年、599頁。

³⁵ なお、中国の刑法においては、類似する例として、以下のような問題もあった。民用航空法（1995年10月30日公布。1996年3月1日施行。2016年11月4日最終改正・改正法施行）の2009年8月27日改正前の第193条第1項には「本法に違反し、ダイナマイト、雷管もしくはその他危険物を隠し持って民用航空機に乗り、もしくは危険物でない品名で運送を委託し、重大な結果を生じていない場合、刑法第163条の規定を参照して刑事責任を追及するものとする。重大な結果を生じた場合には、刑法第110条の規定により刑事責任を追及する」。ここでいう「刑法第163条」とは79年刑法第163条を指す（79年刑法第163条は銃器の私的所有罪であり、97年刑法第163条は非公務員の収賄罪である）。すなわち、97年刑法施行日である1997年10月1日から2009年8月27日までの間、民用航空法第193条が示す刑法の条文と施行されている刑法の条文に齟齬が生じていたのである。

³⁶ 朱云＝丁鳴〔ほか〕（主編）『刑事訴訟法教程』中国・吉林人民出版社、1986年、247頁。張子培（主編）・前掲註(5)123～124頁。龍宗智＝楊建広（主編）・前掲註(8)9頁。

³⁷ 王国樞（主編）・前掲註(12)183頁。樊崇義（主編）・前掲註(25)344頁。

³⁸ 全国人大常委会法制工作委员会刑法室（編）『《中華人民共和國刑法》条文説明、立法理由及相關規定』中国・北京大学出版社、2009年、112頁。

³⁹ 全国人大常委会法制工作委员会刑法室（編）・前掲註(38)113頁。

中国では刑事事件に限らず⁴⁰、「不立案」という問題が発生している。不立案とは、公安などが立案すべきであるにも関わらず、立案を行わず、捜査をはじめとする刑事手続が行われないことである⁴¹。これは、公安などが犯罪は確かに行われているが、捜査などを行っても解決の見込みが見えない場合などに、統計上の未解決事件数を減らすために行われると思われる。しかし、犯罪被害者の権益が守られていないとか、容疑者が喜ぶだけであるなどと言われ批判されている⁴²。これに対応するため、96年刑訴法から立案監督と呼ばれる制度が制定された。96年刑訴法第87条は「人民検察院は、公安機関が立案すべき案件を立案しなかった場合、もしくは被害者が公安機関が立案すべき案件だが立案されていないと判断し、人民検察院にその旨提起した場合に、人民検察院は公安機関に不立案の理由の説明を求めなければならない。人民検察院が公安機関の不立案には理由がないと判断した場合、公安機関に立案すべき通知を出し、公安機関はそれを受け取った後、立案をしなければならない」と規定している（12年刑訴法では第111条）。これにより、公安機関が不立案を行ったとしても、人民検察院がそれを確認し、不立案に理由がないと判断すれば公安機関は立案しなければならないことになった⁴³。しかし、日本の検察審査会制度と異なり、市民ではなく人民検察院が判断を行うため、根本的な解決とはならない。それであっても、不立案問題を解決する必要があるという中国政府の一応の姿勢は示されていると言えるだろう。そして、立案監督制度は96年刑訴法から導入されたものであり、同時期に訴追時効制度上にも不立案に対する犯罪被害者救済の制度が設けられ、それが新設された97年刑法第88条第2項の規定ということである。

また、97年刑法第88条第2項は単に「告発〔控告〕した場合において、人民法院、人民検察院または公安機関が立案すべきであったにも関わらず立案しなかった場合」とだけ述べており、同条第1項のように「捜査または裁判から逃れた場合」との要件は付されていない。ここから、犯罪被害者などが単に告発〔控告〕をするのみで訴追時効にかかることはなく、この点においては「訴追時効」ではなく日本の告訴期間と同等と見てよいだろう（もっとも、日本の告訴期間の制度は親告罪のみに適用されるが、中国の告発〔控告〕にはそのような制限がないという点には差異がある）。結果として、不立案に対する訴追時効制度上の救済措置として97年刑法に改正される際に、第88条第2項を新設条文として規定したと考えられるが、条文の文言上も「『訴追』時効」制度とはますます呼びにくい制度になっていると言える。

ところで、犯罪被害者などが告発〔控告〕しさえすれば、訴追時効にかかることはないはずなのだが、管見の限り、この条文が裁判などで使われた例は存在しない。確かに、理論上は告発〔控告〕すれば立案がなされなくても訴追時効にかかることはないにしても、結局、立案がされなければ捜査はおろか逮捕、起訴も行われなため、公安などが自らの不立案が誤りであったと認め、立案を行うか、人民検察院が立案監督制度により公安に立案を行わせなければ刑事手続が進行しない。その意味では、一見すると訴追時効に関して不立案に対して犯罪被害者に救済をしている条文のようにも見えるのだが、「立案がなされなくとも訴追時効の制限は受けないとしつつも、立案がなされなければ捜査、逮捕、起訴などが行われなため、容疑者に対して何ら刑事手続が取られない」という矛盾を引き起こすまさに「形式のみの条文」になっていると言える。しかも、立案がなされなければ、刑事事件数の統計などにもカウントされない。そのため、刑事事件の意図的な不立案数も外部者からは分からないのである。そのため、97年刑法第88条第2項の規定が適用できる可能性がある例がどのくらい存在するののかも不明確である。

3. 2. 告発〔控告〕以外の事件の端緒との関係

97年刑法第88条第2項は、「被害者が訴追期限内に告発〔控告〕した場合」とだけ述べている。しかし、中国における刑事事件の端緒〔立案的材料来源〕は告発〔控告〕のみではない。告発〔控告〕の他に、中国で国家機関が自ら犯罪事実を認知したり、自首以外の方法で刑事事件の端緒となるのは、告訴や報案、通報〔挙報〕がある（「報案」のみ日本語への適訳が存在しないため、中国語原文を用いる）。

⁴⁰ 中国では民事事件にも「立案」手続が存在し、民事における立案は、民事訴訟を受理するか否かという判断である。民事事件においても不立案の問題は発生している。

⁴¹ 周世勛「刑事立案監督初探」『檢察理論研究』（1996年5期）中国・最高人民検察院檢察理論研究所、1996年、56頁。呉影飛「刑事不立案問題研究——以被害人權益保証為視角」『貴州警官職業学院学報』（2017年4期）中国・貴州警官職業学院、2017年、27頁。

⁴² 呉影飛・前掲註(41)27頁。

⁴³ 王国枢（主編）・前掲註(12)38頁。

告訴とは、親告罪において被害者が人民法院にその犯罪を報告し、自訴を行う行為である（被害者が死亡、行為能力の喪失あるいは強制、威嚇などにより親告罪に対する告訴ができない場合、あるいは制限行為能力者および老齢、疾病、盲目、聾啞などにより自ら控訴できない場合にはその法定代理人、近親者が告訴権者となる（最高人民法院の「中華人民共和国刑事訴訟法」の適用に関する解釈「最高人民法院關於適用《中華人民共和国刑事訴訟法》的解釋」（2012年12月20日公布。2013年1月1日施行）第260条）⁴⁴）（最高人民法院の「中華人民共和国刑事訴訟法」の適用に関する解釈第1条）。そして、報案とは、被害者に限らず、全ての団体もしくは個人が犯罪事実の発生を発見したが、被疑者が不明である場合に、公安機関、人民検察院、人民法院に報告をすることをいう⁴⁵。これに対し通報とは、被害者に限らず、全ての団体もしくは個人が犯罪事実を発見し、自ら発見した犯罪事実や被疑者の情報を公安機関、人民検察院、人民法院に報告をすることをいう⁴⁶。

3. 1. で述べたように、公開されている範囲では管見の限り97年刑法第88条第2項を適用した裁判結果は存在しない。そのため、97年刑法第88条第2項における「被害者が訴追期限内に告発〔控告〕した場合」とは、告発〔控告〕のみを指すのか、告訴や報案、通報も含むと類推解釈されるのかについて⁴⁷、司法実務の取り扱いには分からない。しかし、他者からの報告による事件の端緒として告訴、報案、通報もあるにも関わらず、あくまで文言上は告発〔控告〕のみを挙げている点は重要であろう。すなわち、3. 1. で97年刑法第88条第2項は、犯罪被害者を救済するための条文と述べたが、この点も同様に「犯罪被害者」が人民法院、人民検察院、公安機関に犯罪事実を報告した場合にのみ訴追時効にかからないとしていると解せるであろう。

無論、犯罪被害者が人民法院、人民検察院、公安機関に犯罪を報告するのは、告発〔控告〕のみではなく、告訴の場合も同様である。しかし、告訴は自訴案件に対して行われるものであり、自訴案件の場合は第1項の「人民法院が事件を受理した後、捜査または裁判から逃れた場合」で対応する。すなわち、直接の犯罪被害者ではない者が行う、報案や通報をただけでは訴追時効の制限を受けないということにはならないということであろう。

しかし、ここには問題もある。註4で述べた通り、司法実務上、97年刑法第88条第1項の「捜査または裁判から逃れ」という要件は基本的に無視されているのだが、稀に捜査や裁判から逃れているかも判断して訴追時効にかかるか否かを判断している例も存在する⁴⁸。そのため、条文の文言上、告訴の場合は、「捜査または裁判から逃れた場合」にはじめて訴追時効にかからず、告発〔控告〕の場合は単にそれのみで訴追時効にかからないということによいのかという問題が生じるのである。これについては、大多数の事件は、単なる立案や事件の受理のみで訴追時効にかからないとしているし⁴⁹、「捜査または裁判から逃れ」ているかを判断した例も、他の意図により訴追時効完成と判断しなかった可能性があると言われている⁵⁰。そのため、実質的には問題とはならないのかもしれないが、訴追時効に関しては条文の文言上、告訴と告発〔控告〕は共に犯罪被害者が起こすものでありながら、大きな差異があると言える。

3. 3. 97年刑法第88条第2項の新設について——中間的考察

本章では、97年刑法への改正時に新設された第88条第2項について見てきた。そこから言えることは、96年刑事訴訟法に立案監督制度が創設されたように、犯罪被害者を不立案から救済するために設けられた規定であろうと考えることができるということである。しかし、そうであったとしても、結局、公安などが自らの不立案が誤りで

⁴⁴ 最高人民法院の「中華人民共和国刑事訴訟法」の適用に関する解釈は2013年1月1日から施行されたが、これより前の最高人民法院の「中華人民共和国刑事訴訟法」を執行する若干の問題に関する解釈「最高人民法院關於執行《中華人民共和国刑事訴訟法》若干問題的解釋」（1998年9月2日發布。同月8日施行。2013年1月1日失効）第187条にも同様の規定があった。

⁴⁵ 陳衛東（主編）・前掲註(7)208頁。龍宗智＝楊建広（主編）・前掲註(8)264頁。

⁴⁶ 譚世貴・前掲註(13)259頁。王敏遠（主編）・前掲註(24)215頁。

⁴⁷ 本来、刑事法の分野では類推解釈は禁止されているはずである。しかし、中国においては97年刑法下でも厳格な解釈はなされていない。坂口一成「中国刑法における罪刑法定主義の命運（1）——近代法の拒絶と受容」『北大法学論集』（52巻3号）北海道大学大学院法学研究科、2001年、885頁。坂口一成「中国刑法における罪刑法定主義の命運（2・完）——近代法の拒絶と受容」『北大法学論集』（52巻4号）北海道大学大学院法学研究科、2001年、1261頁。河村有教「現代中国刑事司法の性格——刑事手続上の人権を中心として」神戸大学、博士学位論文、2006年、96～97頁。高橋孝治「中国における人権問題の最近の動向——2015年頃の刑事拘束を中心として」『葦牙』（42号）同時代社、2016年、97頁。

⁴⁸ 例えば、判決番号（2005）北刑初字第220号など。高橋孝治・前掲註(16)90～91頁。

⁴⁹ 「法律学においては、同一種類の社会的事実については同一種類の法的判断＝法的処理がなされることが要請されており」と言われ（川島武宜（編集）『法社会学の基礎1（法社会学講座3）』岩波書店、1972年、24頁）、本来このような「大多数の事件では」というようなことは起こってはいけないのである。しかし、それが起こってしまうのが中国であると言える。

⁵⁰ 高橋孝治・前掲註(16)92～93頁。

あったと認め立案がなされるか、人民検察院が立案監督制度により公安に立案させるかしなければ刑事手続は開始されない。現実にも公開されている範囲では97年刑法第88条第2項が裁判などで用いられたことはなく、形式的な条文になっていると評価できる。しかも、刑事事件として認定されていない以上、意図的な不立案の件数を外部者が知ることも困難である。

また、告発〔控告〕した場合の犯罪被害者を不立案から救済するという点は立法意図としては理解できるものの、同じく犯罪被害者が国家機関に犯罪を報告する告訴の場合は第88条第1項により、条文の文言上「捜査または裁判から逃れた場合」にのみ訴追時効の制限を受けないという差異が存在している点について、明確な意味があるようには思えないという点も問題として挙げられる。告訴の場合においても、告訴を受けて必ずしも人民法院が事件を受理をするとは限らないからである。

4. おわりに

本稿では、訴追時効制度に着目して中国の79年刑法から97年刑法への改正を見てきた。そこから言えることは、以下の通りである。79年刑法施行時には、第77条の「強制措置」の意味を巡って、司法実務でも「立案」と解釈されたり、「出頭命令、護送、住居監視、勾留、逮捕」と解釈されたりと「強制措置」の意味は一定していなかった。そこで、97年刑法へと改正する際に、解釈が分かれることのないよう、「立案捜査を始めた後、または人民法院が事件を受理した後」との文言に変えられることになった。さらに、遅まきながら1983年7月1日に設立されていた人民検察院や公安機関以外で立案を行う国家安全機関についても言及されるようになった。そして、不立案などに対する犯罪被害者の救済として97年刑法第88条第2項を新設したのであるが、「立案がなされなければ捜査、逮捕、起訴などが行われなため、不立案が見直されなければ、結局加害者に対して何ら刑事手続が取られない」という矛盾を引き起こし、さらに自訴案件についての告訴は条文の文言上「捜査または裁判から逃れた場合」でないと訴追時効の制限はなくならないという差異が存在する理由も明確ではないという問題が生じてしまった。

特に自訴案件の告訴との差異については、訴追時効完成の判断を事実上、「立案された時期」で行っているにも関わらず、結局97年刑法第88条第1項においても、「捜査または裁判から逃れた場合」という文言が廃止されていないことに原因がある。その意味では、79年刑法から97年刑法へ改正されたことによって訴追時効制度にとっては、79年刑法第77条の「強制措置」は「立案」と読むという、条文の意味が明確にされた部分はあったものの、まだ条文と司法実務に差異がある部分もあり、「つぎはぎ」な法改正であったと評価せざるを得ないであろう。

97年刑法は、2017年11月4日までに10回の小改正が行われているが、訴追時効制度に関する条文に対しては全く改正されていない。また、今後中国刑法が改正されるときに訴追時効制度に関する規定が改正される可能性も低いと言えるだろう。それであっても、今後訴追時効制度に関する条文が本稿で指摘した点で言えば、①単なる「立案」の事実のみをもって訴追時効の完成を判断しているのが中国の司法実務であり、「捜査または裁判から逃れた場合」という要件が無視されていること、②告発〔控告〕がなされればそのみで訴追時効にかかることはないにも関わらず、同じ犯罪被害者が行う告訴の場合は、条文の文言上、「捜査または裁判から逃れた場合」でないと訴追時効にかかることはないという問題点を解消するための改正を行うのかは特に注意しておきたい点であり⁵¹、条文と実務の乖離を減らすという意味で、中国はこのような法改正を行うべきでもあろう。

【付記】本稿初稿提出後である2018年10月25日に12年刑訴法が改正され（同日施行）、同日以降、本稿で「12年刑訴法第15条」と述べてきた条文は「第16条」に、「12年刑訴法第64条」は「第66条」に、「12年刑訴法第69条第4項」は「第71条第4項」に、「12年刑訴法第111条」は「第113条」に変更となった。

⁵¹ もしこのような問題点を解決改正が実現したら、これもまた「実態に合わせるための法改正」であり、2. 2. で指摘したような「現実社会の動態が法律に反映」されたと言えるだろう。

参考文献

・日本語文献（50音順）

- 鮎京正訓（編）『アジア法ガイドブック』名古屋大学出版会、2009年。
- 宇田川幸則「市民と行政の關係の中国的特質に関する初步的考察——中国国家賠償訴訟の分析を通じて——」『關西大學法學論集』（55巻4・5合併号）関西大学、2006年。
- 川島武宜（編集）『法社会学の基礎1（法社会学講座3）』岩波書店、1972年。
- 川端博『刑事訴訟法講義』成文堂、2012年。
- 河村有教「現代中国刑事司法の性格——刑事手続上の人権を中心として」神戸大学、博士学位論文、2006年。
- 坂口一成「中国刑法における罪刑法定主義の命運（1）——近代法の拒絶と受容」『北大法学論集』（52巻3号）北海道大学大学院法学研究科、2001年。
- 坂口一成「中国刑法における罪刑法定主義の命運（2・完）——近代法の拒絶と受容」『北大法学論集』（52巻4号）北海道大学大学院法学研究科、2001年。
- 坂口一成『現代中国刑事裁判論——裁判をめぐる政治と法』北海道大学出版会、2009年。
- 徐行「現代中国における訴訟と裁判規範のダイナミックス（1）——司法解釈と指導性案例を中心に——」『北大法学論集』（62巻4号）北海道大学大学院法学研究科、2011年。
- 高橋孝治「中国における人権問題の最近の動向——2015年頃の刑事拘束を中心として」『葦牙』（42号）同時代社、2016年。
- 高橋孝治「中国における公訴時効（訴追時効）制度を正当化する学説についての考察」『法學政治學論究（慶應義塾大学）』（111号）2016年。
- 高橋孝治「中国で公訴時効（訴追時効）により有罪とならなかった場合の分析検討」『東アジア研究』（22号・23号合併号）東アジア学会、2018年。
- 李偉群「中国における手形の有因・無因の議論」『名古屋大學法政論集』（179号）名古屋大学、1999年。
- 熊達雲『法制度からみる現代中国の統治機構——その支配の実態と課題』明石書店、2014年。
- 渡辺直行『入門刑事訴訟法』（第2版）成文堂、2013年。

・中国語文献（ピンインアルファベット順）

- 陳衛東（主編）『刑事訴訟法』（第4版）中国・中国人民大学出版社、2014年。
- 陳衛東「關於国家安全機關行政執法權的思考」『重慶三峽學院學報』（2004年5期）中国・重慶三峽學院、2004年。
- 陳興良＝曲新久『案例刑法教程（上卷）』中国・中国政法大学出版社、1994年。
- 陳忠林（主編）『刑法總論』（第2版）中国・高等教育出版社、2012年。
- 樊崇義（主編）『刑事訴訟法学』中国・中国政法大学出版社、2009年。
- 龍宗智＝楊建広（主編）『刑事訴訟法』（第4版）中国・高等教育出版社、2012年。
- 全国人大常委会法制工作委员会刑法室（編）『《中華人民共和國刑法》条文說明、立法理由及相關規定』中国・北京大学出版社、2009年。
- 譚世貴（主編）『刑事訴訟法学』中国・法律出版社、2009年。
- 王国枢（主編）『刑事訴訟法概論』中国・北京大学出版社、1981年。
- 王国枢（主編）『刑事訴訟法学』（第5版）中国・北京大学出版社、2013年。
- 王敏遠（主編）『中国刑事訴訟法教程』（第2版）中国・中国政法大学出版社、2012年。
- 吳影飛「刑事不立案問題研究——以被害人權益保證為視角」『貴州警官職業學院學報』（2017年4期）中国・貴州警官職業學院、2017年。
- 于志剛『追訴時効制度研究』中国・中国方正出版社、1999年。
- 張明楷『刑法学』（第4版）中国・法律出版社、2011年。
- 張子培（主編）『刑事訴訟法教程』中国・群衆出版社、1982年。
- 周世勛「刑事立案監督初探」『檢察理論研究』（1996年5期）中国・最高人民檢察院檢察理論研究所、1996年。
- 朱云＝丁鳴〔ほか〕（主編）『刑事訴訟法教程』中国・吉林人民出版社、1986年。
- 『中華人民共和國國務院公報』（1983年19期）中国・中華人民共和國國務院弁公庁、1983年。